

山口県最低賃金が改正されました

必ずチエック 最低賃金！
使用者も 労働者も

1時間 701円

効力発生日…平成25年10月10日

パート、アルバイト等を含めすべての労働者に最低賃金以上の賃金が支払われなければなりません。

このほか、山口県では次の特定（産業別）最低賃金が決められています。

- 1 鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・合金
金圧延業、非鉄金属素材製造業最低賃金
- 2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機器具、
情報通信機器具製造業最低賃金
- 3 輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 百貨店、総合スーパー最低賃金

詳しいことは、山口労働局賃金室へお問い合わせください。

◆問い合わせ

山口労働局賃金室 ☎083(995)0372

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

周防大島町ホームページ

<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>

Eメール

seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

発行◆山口県周防大島町

編集◆政策企画課（周防大島町大字小松126-2）

☎0820(74)1007

印刷◆(有)中国印刷社 ※広報すおう大島は再生紙を使用しています。